

## 提出された意見等及びそれに対する市の考え方

「えびの市暴力団排除条例（素案）」について、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見等の内容およびそれに対する市の考え方を掲載しています。

- 1 案件名 えびの市暴力団排除条例（素案）
- 2 募集期間 平成23年7月21日～平成23年8月19日
- 3 意見等提出件数 1件
- 4 意見等の内容と市の考え方

意見等の内容	市の考え方
<p>県の暴力団排除条例が制定されている状況で、えびの市が同じ内容の条例を定める必要はない。県の条例は、県の領域全てに適用されるもので、県の暴力団排除条例中の「県民等」には、えびの市暴力団排除条例中の「市民等」が含まれている。</p> <p>えびの市が暴力団排除条例を制定した場合であって、県の暴力団排除条例の改正等により内容の齟齬（そご）を生じたときには、地方自治法第2条第6項及び同条第16項に抵触するおそれがある。</p> <p>県の暴力団排除条例第3条で、県、市町村及び県民等による相互の連携及び協力の必要性が基本理念として示されているので、えびの市としては、この理念を実現するための規則等を整備すればよいのではないかと。</p>	<p>最近の暴力団をめぐる情勢の中で、宮崎県では「宮崎県暴力団排除条例」を平成23年3月に制定、8月1日から施行されたところです。</p> <p>本市においては、個別の法令や内規等に基づく暴力団排除の取組を推進していますが、暴力団は、市民の身近な生活や社会経済活動、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす反社会勢力であります。</p> <p>このため、えびの市として条例を制定し、「暴力団排除」の強いメッセージを発信するとともに、市民、事業者、市の責務を明らかにし、県や警察との連携を図りながら社会全体で暴力団を排除する必要があります。</p> <p>もともと、国においては「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」がありますが、この法律のみでは暴力団排除は成しえず、県、市町村というそれぞれの段階において根拠条例を整備しておくことは、暴力団排除に関して大きな意味があり、実際に全国各地において条例制定による効果が認められているようであります。</p> <p>えびの市の条例素案でも、市の事務事業から暴力団を排除したり、市が設置する中学校において適切な措置を講じたり、県条例では規定されていない事業性を有しない市民生活における暴力団の威力利用を禁止したりするなどの規定を整備し、法律や県条例と補完し合いながら、暴力団排除の取組を効果的なものにしていきます。</p> <p>宮崎県内の各市においても条例整備が進められており、このような中でえびの市のみが県条例適用を根拠に市条例を整備しなければ、市民生活を守る上で、大変な不安要素になりかねません。</p> <p>以上のような理由により、今回、市として条例を制定する必要性を判断したものです。</p> <p>なお、制定後は、関係法令や宮崎県条例の改正等についても注意し、内容や適用範囲に疑義が生じないように、整合性を確保し、適切に管理していく必要があります。</p>